

(一財)建築コスト管理システム研究所 総括主席研究員  
岩松 準

本誌の新連載「多様な建築生産と調達マネジメント」に絡み、米連邦政府における近年の公共調達の状況を捕捉するため、政府運営サイト USASpending.gov のオープンデータ<sup>1</sup> による裏づけ作業を行った。micro-purchase と呼ぶ一定額以下<sup>2</sup> の取引を除けば、変更を含む調達契約の実態を整理し分析可能な状態とした生情報がほとんどすべて公表されている。日本では到底ありえないことで、このような税金使途の透明性確保を図る米連邦政府の姿勢には甚く感心するが、ここではその内容とデータ分析から得られる興味深い事実のアウトラインを紹介することとした。

## 米連邦政府が持つ契約情報のオープン化

主題とする「公共調達」とは、政府による物品・サービス・業務の購買を指す。その内容は多岐にわたり、一般に国毎に様々である。表1は公共調達の内容を10の機能で比較したOECDの統計報告から、日本、米国及びOECD平均の金額構成比率を見たものである。データはほぼ毎年改訂される「政府概要」という冊子の一部、公共調達

表1 「公共調達」の機能別内訳 (2015年、単位：%)

	日本	米国	OECD
General public services 一般調達	6.46	9.80	9.07
Defense 防衛	3.19	21.30	10.14
Public order and safety 警察と安全	2.12	6.36	4.20
Economic affairs 経済問題	14.09	23.42	17.04
Environmental protection 環境保護	5.79	0.00	3.14
Housing and community amenities 住宅・コミュニティのアメニティ	1.92	2.62	2.38
Health 健康	44.51	13.50	29.81
Recreation, culture and religion レクリエーション、文化、宗教	1.55	1.39	2.56
Education 教育	6.97	18.34	11.87
Social protection 社会保護	13.41	3.28	9.81

(注)OECD, *Government at a Glance 2017*, p.173より作成。機能分類は政府機能を定義する国連のCOFOG (Classification of the Functions of Government) による。

(Public Procurement)の章にある。表1によれば米国は防衛、経済問題、教育等で日本やOECD平均を大きく上回る公共調達がある。一方、日本は健康、社会保障の比重が米国やOECD平均より大きい。そして、この分類の下位レベルに、それぞれの行政目的に応じた建設物の新設や改修・維持管理等の公共調達が含まれている。

このように多様な内容を含む公共調達について、米連邦政府の場合、分析可能なデータとして詳細情報をオープンにしている。米国は先頭を走る国の一つと思われるが、日本を含めた先進諸国において、政府が持つ様々な情報をオープンにして証拠に基づいた政策を行うevidence based policyが、政治潮流となっているようだ<sup>3</sup>。

米国では、オバマ大統領が2014年5月に署名し

1 一般用語としての「オープンデータ」とは、オープン・ナレッジ・インターナショナル (本部は英国) が策定するOpen Definition Version 2.1の定義 (<https://okfn.org/>) に従うデータで、「自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータ」を指す。

<http://opendatahandbook.org/guide/ja/what-is-open-data/> (ハンドブックには日本語版あり。2018年8月末参照)

2 このMicro-Purchase Threshold (MPT) はオバマ大統領の時代では\$3,500 (約35万円) だったが、2018年1月以降\$10,000 (約100万円) に引き上げられた (FAR 2.101参照; DoD関係は別定)。これとは別にSimplified Acquisition Threshold (SAT) があり、これも\$150,000から\$250,000となった (41U.S.C134) が、後述する連邦契約情報報告システムFPDS-NGに影響する。こうした例外部分のボリュームを左右する閾値に関しては、政治的関与が大きいと思われ、合衆国法律集41U.S.Cには関連箇所が多い。

3 2013年G8サミット (英国) では「オープンデータ憲章」 ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23\\_000044.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html)) が合意されている。技術的仕様としてPDF等ではない機械判読可能な形式での公開等が重視されている。EUでは2003年のPSI指令を2013年6月に改訂した。一方、日本政府はオープンデータ憲章アクションプランを2013年10月に公表した。 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai53/plan\\_jp.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai53/plan_jp.pdf))

成立した「データ法<sup>4</sup>」に基づく、様々なオープン・ガバメント・データ (OGD) が政府系等のサイト<sup>5</sup>にはある。本稿の主題である「公共調達」に関連しては、米連邦政府機関の一つであるGSA (General Service Administration: 連邦調達庁) が、「統合的な調達環境 Integrated Award Environment (IAE)」と称し、連邦機関共通で使う統合データ環境を用意している (表2)。

本稿で直接利用した契約情報は5)FPDS-NGに存在したが、4)SAMで登録された請負業者の情報の一つである企業コードもデータ内には含まれる。このようにデータベース間には相互関係がある。例えば、これらで共通して使われている企業コードは、9桁のDUNSナンバー<sup>6</sup>である。また、個々の(元請)契約に付随する下請契約は8)FSRSで捕捉でき<sup>7</sup>、請負企業の評価成績は2)PIRSにある<sup>8</sup>。なお、具体的な政府発注情報は3)FBOで提供される。公共調達などの公契約では雇用者賃金を法律<sup>9</sup>に基づく水準とする必要

表2 GSAのIntegrated Award Environment (IAE)

- 1) Disaster Response Registry (災害対応レジストリ)
- 2) PPIRS: Past Performance Information Retrieval System (過去のパフォーマンス情報検索システム)
- 3) FBO: Federal Business Opportunities (連邦ビジネス窓口)
- 4) SAM: System for Award Management (契約管理システム)
- 5) FPDS-NG: Federal Procurement Data System - Next Generation (次世代-連邦調達データシステム)
- 6) eSRS: Electronic Subcontracting Reporting System (電子外注報告システム)
- 7) WDOL: Wage Determinations Online (賃金情報オンライン)
- 8) FFATA: Federal Funding Accountability and Transparency Act (連邦財政報告責任と透明性法) と FSRS: Federal Subaward Reporting System (下位契約報告システム)

(注) [https://www.acquisition.gov/Acquisition\\_Systems](https://www.acquisition.gov/Acquisition_Systems)

から、様々な職種別賃金情報を7)WDOLで提供している。

このように表2のメニュー構成は公共調達に関して網羅的とも見られる。個々のデータベースは各担当部署の業務統計として経路依存的に整備・蓄積されてきたものだろう。しかし、これらデータベース間に一貫性がなければ使いにくく、あまり有用と言えない。そこで、2014年のデータ法を根拠に、図2の仕組みを構築してそれを確保し、一連の情報をUSASpending.govから一般に公表・提供する形となったようだ。即ち、各連邦機関が日々の業務で作成する調達関係の契約とそれに伴う各種情報がA~Fの複数ファイルとして存在し、それがBrokerと称するシステムにルート状に寄せ集められ、クロスチェックされて定期的にドキュメント化される。それを各連邦政府機関が承認を与えた後に一連の情報そのものや分析・集計されたレポート類が、USASpending.govを通じて一般公開されるという流れになる<sup>10</sup>。

10 <https://www.usaspending.gov/#/about>にある説明図によると、表2に示す独立したシステムであるFPDS-NG (D1)、SAM (E)、FSRS (F)はFinancial Assistance Broker (D2)とともに日々(daily)生成される情報が、Data Act Brokerに吸い上げられて、チェック・承認後にUSASpending.govのサイトで公開される。データによる違いはあるが、公開頻度は毎日(daily)、月2回(twice monthly)、あるいは最低でも四半期毎(quarterly)となっている。なお、本題から外れるが、このような手厚い情報公開によって、納税者のチェック(例:<https://www.usgovernmentspending.com/>)や新ビジネス(<https://opportunity.census.gov>; <https://govtribe.com/>)、他に繋がっている。政府情報の公開がビジネスに直結した例で有名なものには、1980年代のレーガン大統領時代にDoD(国防総省)が公開したGPS(全地球測位システム)がある。

4 Data Act: the Digital Accountability and Transparency Act of 2014 (P.L. 113-101) その後も2017-18年が会期の115th Congressで「OPEN Government Data Act (H.R.1770)」を取り込んだ「Foundations for Evidence-Based Policymaking Act (H.R.4174)」が下院を通過し、上院の審議中であり、今後も進展がありそうな状況である。(CONGRESS.GOV)

5 DATA.GOV、ITダッシュボード、Apps.gov等。政府外でもGitHub、Amazon等が公式の情報提供に関わる。政府のオープンデータが新しいビジネス創出の契機になっている。(参考: 野村・石田「オープンデータ・エコシステムの構築に向けた課題」『JRIレビュー』2018 Vol.5, No.56, pp.37-91、他)

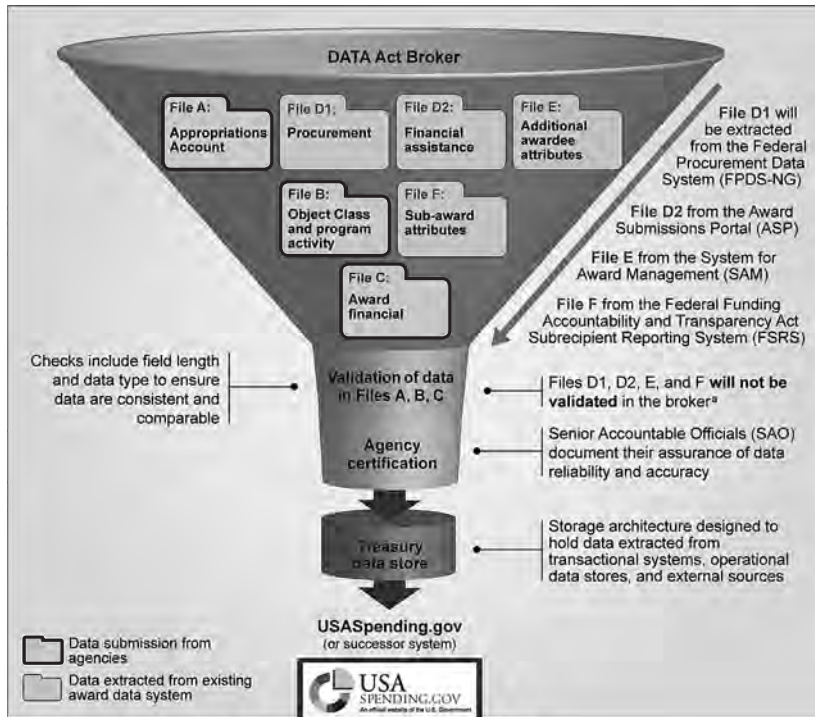
6 The Data Universal Numbering System (D-U-N-S®) は、1962年にDun and Bradstreet, Inc. (D&B)が開発した9桁(ユニークな8桁+チェックコード)の企業識別コードのことで、世界の企業を一意に識別できる。現在、世界240カ国以上/3億件以上(日本は約330万件)の企業・事業所が登録済。D&Bが独自に管理する(米国内では公開データに対する障壁というGitHub等からの批判もある—W.S.J 2015.9.3)が、日本企業に対しては東京商工リサーチが窓口を運営。米連邦政府はGSAを中心に1970年代から使用し、政府と業務を行う約67万社の企業情報が活用されているという。(参考: <https://www.dnb.com/>、<http://www.tsr-net.co.jp/>、手塚悟他共著「日本企業を強くする企業コード」日経BP、2013.7より作成)

なお、FPDS-NGでは連邦政府の企業識別コードCage Codeも合わせて使っている。

7 FPDS-NGではメイン契約とは別に下請契約(sub-award)のデータを別途用意しており、両者はユニークな契約ID(piid)で関係づけることが可能である。

8 FAR Subpart 42.15「請負業者のパフォーマンス情報」が根拠。<https://www.cpars.gov/ppirs/ppirmsmain.htm>

9 設計等はService Contract Act (SCA:1965年)に、そして、建設工事等はDavis-Bacon Act (DBA:1935年)に基づくもので、前者は41 U.S.C. § 6701-6707等、後者は40 U.S.C. 276:29 CFR Parts 1, 3, 5, and 7等に具体的手続きが規定される。



Source: GAO analysis of Department of Treasury technical documents. | GAO-16-824R

図1 米連邦政府の公共調達契約情報が一元提供される仕組み (GAO)

(注) <https://www.gao.gov/products/GAO-17-156> より引用。脚注10)も参照。

この便利なシステムは、ジョージ・ブッシュ大統領の「E-Govイニシアティブ」により構築が進んだものの発展形である<sup>11</sup>。このことは、現職トランプ大統領の施政方針となるマネジメントアジェンダの三本柱 (図2) の二つに関係しており、その進展が今後も継続すると思われる<sup>12</sup>。

### 連邦契約情報報告システムFPDS-NGのデータ

今回使用した連邦契約実績情報FPDS-NGのデータは、図1のD1ファイル「Procurement」に相当する部分である。検討作業のために筆者がアクセスしたのは、USASpending.govサイトのダウンロードセンターのページ<sup>13</sup>である。情報の公表にはいくつかの選択肢が用意されており、利用者は

11 例えば、連邦法令文書にFPDS (Federal Procurement Data System) が登場したのは、2003年成立のService Acquisition Reform Actが最初で、FAR Subpart 4.6 Contract Reportingに詳細が入った。  
 12 一方、日本政府の内閣官房IT総合戦略室が政府データの公開等の役割を担うが、米連邦政府の水準には及ばない印象である。政府調達関係では、IT投資のみが比較的详细情報として公表されている。 <https://www.itdashboard.go.jp/>  
 13 [https://www.usaspending.gov/#/download\\_center/](https://www.usaspending.gov/#/download_center/)



Source: President's Management Agenda, March 20, 2018

図2 OGDは現職大統領も支持

(注) OGD=Open Government Data

(解説) 図はトランプ大統領が2018年3月に発表した大統領管理計画 (The President's Management Agenda) で使われている重要な図で、三つの歯車がデザインされている。このうち上の二つは「ITによる行政の現代化 (IT Modernization)」と「データ・説明責任・透明性 (Data, Accountability and Transparency)」となっている。

自分のニーズにあったものを選ぶ。具体的には、最新年度や過去の連邦政府の調達情報一式をCSV形式でまとめたAward Data Archive<sup>14</sup>、それをいくつかの条件でカスタマイズできるCustom Award Data<sup>15</sup>、一式のデータベースDatabase Download<sup>16</sup>、そして、自動化プログラムに対応するAPI<sup>17</sup>等の、複数の方法で提供している。データ分析スキルには個人差があるから、こうしたメニューを取りそろえる配慮は、筆者を含めた分析者には助かる。

14 2008年以降の全連邦調達情報を扱う。毎月15日にアップデートされる。all\_Contracts\_Delta\_20180814.zipという執筆時点での最新ファイルは111MBのサイズで、統計ソフトに取り込むと779,231データ×260変数というビッグデータだった。  
 15 2001年以降の全連邦調達情報を扱う (ただし、2008年以前は情報量は少ない印象)。絞り込みの選択肢は、award level (元下のレベル)、award type (調達の種類: 契約、助成金、直接支払い、ローン、その他)、agency (連邦機関)、recipient location (国内外: 州)、date type (決済日が最終決定日か)の五つ。  
 16 2001年からの情報一式が入ったものでPostgreSQLという方式のデータベース。usaspending-db\_20180822.zipのサイズは42GB程度ある。月1回更新される。  
 17 API (Application Programming Interface) は人間ではなく、コンピュータプログラムが理解できる形式で情報の要求及び受信を容易にするもの。機械学習向きの方法であり、入手データを随時追加更新する場合には有効な方法である。



表3 入手したaward (契約相手の決定) データの数

Awardタイプ	データ①	データ②
A. BPA CALL	50,838	31,525
B. PURCHASE ORDER	130,938	123,173
C. DELIVERY ORDER	542,530	451,661
D. DEFINITIVE CONTRACT	29,384	17,902
Award以外のIDV及び不明	25,541	17,316
合計	779,231	641,577

(注) 上述のAward Data Archiveから入手した2018年8月時点での公表情報の集計。データ①は公表されたすべてのN、データ②は調達ID (PIID: PROCUREMENT INSTRUMENT IDENTIFIER, cf. FAR Subpart 4.16) での純計。なお、award (契約相手の決定) は次の5タイプに分かれる。

- A. BPA CALLは、包括調達協定 (BPA: Blanket Purchase Agreement) に対するコールの意味であり、SAT: simplified acquisition threshold以下のサービスまたは製品を繰り返し調達する方法。(FAR 13.303)
  - B. PURCHASE ORDER (PO) は、少額調達で用いられる簡易調達手続きsimplified acquisition procedures (FAR Part 13) であり、建設及び研究開発を含む供給またはサービスの調達。
  - C. DELIVERY ORDERは、消耗品 (サービスは含まない) に対する無期限の数量契約で、ベンダーから一定期間にわたり購入することを約束するもの。なお、数量は最大値、最小値を設定する。
  - D. DEFINITIVE CONTRACTは、物品やサービス (建設を含む) の供給者とその購入者との間で結ばれる書面に基づく請負契約。FAR Part 16にある様々な種類の契約が該当。(この契約には、31 U.S.C 6301に規定する助成金及び協力協定は含まない)
- IDV: Indefinite Delivery Vehicleとは、調達時期、数量ともに未確定な状態での包括的な基本契約であり、個別発注で基本契約に基づいて受注者が選定される。(そのような方式のデータであって、具体的に受注者を決めるawardにはあたらないもの)
- 参考1: [https://www.fpds.gov/help\\_V1\\_1/Glossary.htm](https://www.fpds.gov/help_V1_1/Glossary.htm)  
 参考2: <http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0908pdf/ks090806.pdf> (国総研の研究資料)

ここで、入手データのアウトラインを見ておきたい。新連載や本稿が関心を寄せるのは、建設物の新営や改修のための公共調達の動向であるから、膨大なデータからその一部を取り出す必要がある。筆者がCSV形式で入手した約10年分のawardデータを整理すると表3のとおりであった。FPDS-NGは日々記録更新される情報の蓄積で、日時情報の変数Action\_Dateは、2001年10月1日～2018年8月13日となっていた。入手情報は2008～2018年の10年分のはずだったから一見矛盾する。年別に全データを集計すると表4となった。2007年以前の情報は少ないが一定数存在する。これは連邦機関内でのFPDS-NGシステムの利用が徐々に拡大したか、2007年以前のデータは2008年以降も継続したawardのためかと推測する。

表4 Action Date年別・awardタイプ別のデータ数

Awardタイプ	CY							
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
A	0	0	0	1	1	2	4	
B	0	1	0	3	63	29	24	
C	32	72	103	132	225	340	1,061	
D	21	47	48	46	43	56	51	
IDV	0	6	9	14	36	12	20	
小計	53	126	160	196	368	439	1,160	
Awardタイプ	CY							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
A	11	65	93	93	157	432	595	
B	77	131	103	228	271	286	1,232	
C	8,258	9,273	6,025	8,747	9,886	5,363	1,581	
D	70	89	105	128	162	333	302	
IDV	33	73	69	73	90	172	187	
小計	8,449	9,631	6,395	9,269	10,566	6,586	3,897	
Awardタイプ	CY							
	2014	2015	2016	2017	2018	合計		
A	1,021	2,166	3,762	7,291	21,968	37,662		
B	933	1,486	2,461	11,916	106,401	125,645		
C	2,315	13,885	12,762	34,027	364,495	478,582		
D	376	378	529	1,214	15,719	19,717		
IDV	263	376	811	1,741	13,458	17,443		
小計	4,908	18,291	20,325	56,189	522,041	679,049		

- (注1) 調達ID (PIID) ベースでAction Dateの西暦年 (CY) 毎に集計したもの。年を跨ぐPIIDがあり重複して集計されるため、表3のデータ②より若干大きな数字となる。
- (注2) awardタイプの記号は表3と同じ。同一PIIDで最大三つのaward typeを持つ情報があった。三つ (n=16) ではA-C-IDV、二つ (n=2,390) ではA-Cの組み合わせが多かった (筆者調べ)。原因の一つはID付与ルール (FAR Subpart 4.16) 違反と考えられる。なお、2018年のデータ数だけが一桁ほど多い理由は不明。
- (注3) 2000年は10月1日以降、2018年は8月13日までの値。

表5 FPDS-NGにおける変数の内容 (分野と例示)

- 1) 契約識別情報 (7): PIID、改訂番号、親ID等
- 2) 責任と契約の対価 (6): 予算、オプション込基本価格等
- 3) 契約関係日 (5): action date等
- 4) 発注機関 (6): awarding agency等
- 5) 予算調達機関 (8): funding agency等
- 6) ベンダー情報 (21): DUNS、CAGE、ZIP+4等
- 7) 業務遂行地 (8): State code、ZIP+4等
- 8) 契約キー情報 (18): award type、IDV type等
- 9) 製品/サービス情報 (22): product or service、NAICS等
- 10) 優先プログラム (2): sub-contracting plan
- 11) 競争方法 (26): extent competed、type of set aside
- 12) 法的義務 (11): Clinger-Cohen Act、Labor Standards
- 13) その他契約条件 (30): 親award type、cost or pricing data
- 14) ベンダータイプ①～⑧ (90): Alaskan Native Owned等
- 15) 最終更新日 (1): Last Modified Date

(注) IDD v1.2: File D1-Award and Awardee Attributes (Procurement) より作成。カッコ内は変数数で合わせて約260。アンダーラインは本稿で言及した変数。数値情報は2)のみで、時間情報は3)と15)、それ以外はすべて属性情報 (factor)。

ところで、FPDS-NG上の各データは前記を含め約260個の変数を持っており、マニュアルを参照してそれらを分類すると表5となる。表3の別

記説明から、本稿主題の建設物に関わる公共調達にはaward typeがBとDの一部となるが、対象範囲はまだ大きい。絞り込み条件として、product or service、NAICS（受注者が属する北米の産業分類）、発注機関コードであるawarding agency等が有効であろうか。また、工事契約と設計契約とを区別するならば、NAICSのほかにClinger-Cohen Actも併用すれば、より公共調達の内容を限定できそうだ。

### 米連邦政府の建設調達データの粗集計

ここで、入手したFPDS-NGデータから建設関係情報を抜き出して簡単な集計分析を加えておきたい。その範囲はおおよそ直近十年以内で継続中を含むすべての該当データである。変数の一つに4桁のproduct or serviceコード（PSC）がある。これを解説したGSA制作の300頁超の分類マニュアル<sup>18</sup>では、連邦調達全体をA.研究開発、B.サービス、C.製品の3セクションに分けている。ここで建設関係として表6の4分野を抽出した。なお、これだけでもかなり粗く、例えばCategory Y.建設には、「Y1AA. Construction of Office Buildings」から「Y1QA. Construction of Restoration of Real Property」までの73細分項目が含まれており、端的には建築・土木の区別がない集計（逆に言えば、更なる絞り込みは可能）となる。

この4分野を更に表3のB（Purchase Order）とD（Definitive Contract）で絞り、PIIDの件数と最大金額（potential\_total\_value\_of\_award<sup>19</sup>）を集計した（表7）。データ件数ではZ.メンテナンスが、また、金額合計や最大値・中央値ではY.建設が最も大きい。また、awardタイプでは数や金額は全般にB（Purchase Order）が小さく、D（Definitive Contract）が大きい。ただし、

18 [https://www.acquisition.gov/PSC\\_Manual](https://www.acquisition.gov/PSC_Manual)

19 この他に、①base\_and\_exercised\_options\_value、②current\_total\_value\_of\_award、③base\_and\_all\_options\_valueの情報掲載がある。個別搭載情報に対応したものが①③で、プロジェクト全体のそれは②と集計した④potential\_total\_value\_of\_awardとなる。なお、④の集計（表7）では、PIIDが重複する問題処理のため、同一PIID内の最大値を求めて行った。

表6 分析対象の4分野（PSC）

Section B. Service
Category C: Architect and Engineering Service
Category X: Lease/Rental of Structures/Facilities
Category Y: Construction of Structures/Facilities
Category Z: Maintenance, Repair, Alteration of Structures/Facilities

表7 建設（4分野）のデータ数及び調達金額の粗集計

集計項目	PSC Section Bの抽出四分野			
	C.設計等	X.リース/レンタル	Y.建設	Z.メンテナンス
PIIDのN	424	700	1,343	3,083
集計情報欠落分 (NA)	5	6	9	27
有効数	419	694	1,334	3,056
B.Purchase Order	118	627	193	1,122
D.Contract	301	67	1,141	1,934
合計	4,111,512	1,300,956	54,394,446	15,378,965
B.Purchase Order	9,858	42,887	25,143	115,949
D.Contract	4,101,654	1,258,070	54,369,303	15,263,016
最大値	611,811	249,112	14,673,174	5,895,668
B.Purchase Order	2,103	3,479	5,963	15,108
D.Contract	611,811	249,112	14,673,174	5,895,668
中央値	225	17	1,354	125
B.Purchase Order	30	14	32	20
D.Contract	455	2,315	2,392	451

（注）入手したFPDS-NGデータより筆者が集計。

X.リース/レンタルのみB（Purchase Order）の数が多く、業務の質的違いを感じる。

続いて、表7で網かけした「Y.建設」分野の公共調達のうちD（Definitive Contract）に分類されるN=1,141の情報を詳細に分析した（表8～表10）。最大案件は環境省（DOE）発注でBechtel National社が手がけるワシントン州リッチランド市に建設する研究開発施設建設工事<sup>20</sup>である。

表8に示すのは連邦機関別の集計である。最大は契約数で約4割、契約金額で約5割となる国防総省（DOD）であり、続いて環境省（DOE）、連邦調達庁（GSA）、退役軍人省（VA）、国務省（DOS）等が続く。また、表9は契約金額の決定方式（FAR Part 16）の集計である。契約数で見ると、そのほとんどが固定価格Firm Fixed Priceの契約が原則となっているが、契約金額が相当に大きな案件に対しては、コスト精算型契約Cost Reimbursement Contractの各方式が使われる例が多い（表10）。こうした事情は、新連載次号以降で詳細に触れる予定である。その際に、FPDS-NGシステムの公開データは、その理解を助ける

20 PIID: DEAC2701RV14136; PSC: Y1HA (Construction of Government-Owned Contractor-Operated (GOCO) R&D Facilities)

のに役立つだろう。

結語

本稿の主題は米連邦政府における公共調達情報のデータ生成システムFPDS-NGとその周辺事情の簡単な紹介である。後半で試みた入手データからの粗集計は、ある一断面のものにすぎないことは疑いない。そこを補うであろう資料を最後に示しておきたい。

それは会計検査院GAO (Government Accountability Office) が発行するレポートである。

1. GAO, "Contracting Data Analysis: Assessment of Government-wide Trends", GAO-17-244SP, March 2017
2. GAO, "DATA ACT: OMB, Treasury, and Agencies Need to Improve Completeness and Accuracy of Spending Data and Disclose Limitations", GAO 18-138, November 2017

1. は、主要な米連邦政府の公共調達事情を納税者の視点から分析している。本稿と同じFPDS-NG情報を利用しており、参照することで知識不足による無謀なデータ分析を避けられる点で有用である。また、2. の付録4には、2017年度第2四半期に図1システムに登録した主要24連邦機関402件の調達データについて、多くの変数別にaward情報の整合性 (Table 4)、そして予算勘定との整合性 (Table 5) のチェック結果を載せている。前者には結果が芳しくない変数があり、改善等を促している。後者は概ね90%を超える整合性が報告されている。

表8 FPDS-NG内の建設工事の件数と契約金額の集計 (連邦機関別)

連邦機関名 (機関番号2桁レベル)	契約数	構成比	契約金額	構成比
DEPARTMENT OF AGRICULTURE (USDA) 12	75	6.6%	39,294	0.1%
DEPARTMENT OF COMMERCE (DOC) 13	3	0.3%	861	0.0%
DEPARTMENT OF THE INTERIOR (DOI) 14	79	6.9%	349,928	0.6%
DEPARTMENT OF JUSTICE (DOJ) 15	2	0.2%	2,773	0.0%
DEPARTMENT OF LABOR (DOL) 16	2	0.2%	1,098	0.0%
DEPARTMENT OF STATE (DOS) 19	56	4.9%	1,913,573	3.5%
DEPARTMENT OF THE TREASURY (TREAS) 20	3	0.3%	3,046	0.0%
SMITHSONIAN INSTITUTION (SI) 33	6	0.5%	52,806	0.1%
DEPARTMENT OF VETERANS AFFAIRS (VA) 36	173	15.2%	2,466,673	4.5%
GENERAL SERVICES ADMINISTRATION (GSA) 47	65	5.7%	2,980,800	5.5%
ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY (EPA) 68	3	0.3%	8,633	0.0%
DEPARTMENT OF TRANSPORTATION (DOT) 69	142	12.4%	687,604	1.3%
DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY (DHS) 70	8	0.7%	1,039,462	1.9%
AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT (USAID) 72	2	0.2%	2,525	0.0%
DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES (HHS) 75	15	1.3%	50,322	0.1%
NATIONAL AERONAUTICS AND SPACE ADMINISTRATION (NASA) 80	10	0.9%	393,437	0.7%
DEPARTMENT OF ENERGY (DOE) 89	15	1.3%	16,774,575	30.9%
DEPARTMENT OF DEFENSE (DOD) 97	482	42.2%	27,601,892	50.8%
合計	1,141	100.0%	54,369,303	100.0%

(注) 金額単位は千ドル (以下の集計で同じ)。表7の網かけ部分の集計である。

表9 建設工事の契約金額の決定方式別集計 (固定価格契約が最も多い)

契約金額の決定方式 (type_of_contract_pricing)	契約数	構成比	契約金額	構成比
FIRM FIXED PRICE J	1,125	98.6%	23,512,867	43.2%
FIXED PRICE WITH ECONOMIC PRICE ADJUSTMENT K	1	0.1%	314	0.0%
FIXED PRICE INCENTIVE L	11	1.0%	1,897,338	3.5%
COST PLUS AWARD FEE R	1	0.1%	12,248,954	22.5%
COST PLUS FIXED FEE U	1	0.1%	4,477	0.0%
COST PLUS INCENTIVE FEE V	2	0.2%	16,705,352	30.7%
合計	1,141	100.0%	54,369,303	100.0%

(注) 集計外の選択肢としては、A) Fixed Price Redetermination, B) Fixed Price Level of Effort, M) Fixed Price Award Fee, S) Cost No Fee, T) Cost Sharing, Y) Time and Materials, Z) Labor Hours, 1) Order Dependentがある。

表10 契約金額の決定方式が例外的な16事例 (契約金額順)

type_of_contract_pricing	機関番号	契約金額	PIID
COST PLUS INCENTIVE FEE V	89	14,673,174	DEAC2701RV14136
COST PLUS AWARD FEE R	97	12,248,954	W912QR04C0004
COST PLUS INCENTIVE FEE V	89	2,032,179	DEAC0902SR22210
FIXED PRICE INCENTIVE L	36	1,057,317	VA101CFMC0064
FIXED PRICE INCENTIVE L	97	593,930	W9128F16C0003
FIXED PRICE INCENTIVE L	47	158,394	47PD0118C0003
FIXED PRICE INCENTIVE L	47	68,326	47PM0217C0007
COST PLUS AWARD FEE R	97	4,906	W912QR04C0004
COST PLUS FIXED FEE U	97	4,477	W912DW18C0010
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	4,214	DTFH7117C00009
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	3,994	DTFH7117C00002
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	3,870	693C7318C000046
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	3,564	693C7318C000040
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	2,420	DTFH7117C00007
FIXED PRICE INCENTIVE L	47	703	47PG0218C0003
FIXED PRICE INCENTIVE L	69	606	DTFH7117C00004
FIXED PRICE WITH ECONOMIC PRICE ADJUSTMENT K	70	314	HSBP1016C00153

(注) 表9のFirm Fixed Price以外の契約情報の一覧である。機関番号は表8を参照。

(参考文献)

- 1) 平野吉信「多様な建築生産と調達マネジメント [1]」本号 pp.72-80
- 2) 岩松準「建築コスト遊学22: 国の契約情報の公開~随意契約規定や英米両国との比較にふれつつ」No.84, pp.56-60, 2014.1.